

第 34 号議案

令和3年度（2021年度）町田市下水道事業会計予算

（総 則）

第 1 条 令和3年度（2021年度）町田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）計 画 人 口	422,870 人
（2）年 間 総 処 理 水 量	44,437,655 m ³
（3）一 日 平 均 処 理 水 量	121,747 m ³
（4）主 な 建 設 改 良 事 業	
① 管 渠 整 備 費	1,540,693 千円
② 管 渠 改 良 費	71,000 千円
③ 処 理 場 改 良 費	1,330,128 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	12,993,501 千円	
第 1 項 営 業 収 益	6,148,834 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	6,843,696 千円	
第 3 項 特 別 利 益	971 千円	
		支 出
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	12,738,032 千円	
第 1 項 営 業 費 用	11,844,163 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用	863,869 千円	
第 3 項 予 備 費	30,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,584,789千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額189,712千円、過年度損益勘定留保資金120,310千円、当年度損益勘定留保資金1,946,838千円、及び繰越利益剰余金処分額327,929千円で補填するものとする）

収 入		
第1款 資本的収入		3,377,698 千円
第1項 企業債		2,522,200 千円
第2項 他会計負担金		159,294 千円
第3項 補助金		680,373 千円
第4項 分担金及び負担金		15,130 千円
第5項 長期貸付金償還金		701 千円

支 出		
第1款 資本的支出		5,962,487 千円
第1項 建設改良費		2,975,556 千円
第2項 固定資産購入費		12,989 千円
第3項 企業債償還金		2,973,942 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
成瀬クリーンセンター施設維持管理 焼却炉予熱器修繕	令和3年度から 令和4年度まで	207,900 千円
成瀬クリーンセンター改良事業 建設工事その3 4 沈砂池ポンプ棟耐震補強工事	令和3年度から 令和4年度まで	85,700 千円
成瀬クリーンセンター改良事業 電気設備工事その3 5 沈砂池更新工事	令和3年度から 令和5年度まで	465,800 千円
成瀬クリーンセンター改良事業 水処理設備工事その2 5 沈砂池更新工事	令和3年度から 令和5年度まで	656,200 千円

鶴見川クリーンセンター改良事業 ポンプ設備工事その4 (No1・3主ポンプ更新工事)	令和3年度から 令和4年度まで	193,700 千円
鶴見川クリーンセンター改良事業 電気設備工事その21 (No1・3主ポンプ更新工事・No1脱水機更新工事)	令和3年度から 令和4年度まで	380,700 千円
鶴見川クリーンセンター改良事業 汚泥処理設備工事その4 (No1脱水機更新工事)	令和3年度から 令和4年度まで	556,300 千円
鶴見川クリーンセンター改良事業 焼却炉主機デザインビルド (設計施工一括)	令和3年度から 令和7年度まで	4,950,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業 (建設改良)	1,881,200 千円	証書借入又は証券発行。 事業その他の都合によ り、起債の一部又は全部 を翌年度へ繰越して借入 れることができる。起債 前借することができる。	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	借入れの時から据置を含み40年 以内に償還する。ただし、財政 その他の都合により据置期間と いえども繰上償還をなし、又は 償還年限を短縮し、もしくは低 利債に借換することができる。
資本費 平準化対策	641,000 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費と企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 834,894 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,794千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち327,929千円は次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 327,929 千円

令和3年(2021年)2月24日 提出

東京都町田市長 石 阪 丈 一